

避難支援者候補の方へ

個別避難計画における 避難支援へのご協力をお願い

- 美作市では、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対し、地域で安否確認や避難誘導などの支援が行われる仕組みづくりを進めています。この取り組みの中で、避難支援等を実効性のあるものとするために個別避難計画の作成に取り組んでいます。

個別避難計画とは？

- 避難行動要支援者一人ひとりの避難を支援できるよう、その方ごとに避難支援者や避難先を記載した計画のことです。この取り組みには、地域の**避難支援者のご協力が必要不可欠**となります。

美作市における避難行動要支援者とは？

※施設入所者や長期入院の方は除く

- ア 要介護認定3～5を受けている方
- イ 身体障害者手帳の第1種及び第2種の1級・2級を所持する方(ただし、心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く)
- ウ 療育手帳Aを所持する方
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する方
- オ 難病患者で、岡山県が作成する難病患者災害時要援護者リストに記載された方
- カ アからオまでに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら避難支援等を希望し、名簿への掲載を申請した方
- キ アからオまでに該当しないが、避難支援等関係者から、本人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった方

避難支援者が行うこと

- 災害時に、避難行動要支援者への「避難支援等」を行います。
 - 「避難支援等」とは、**災害時の避難情報等の情報伝達、安否確認、避難場所等への避難誘導**などのことです。
- ※下記の留意点のとおり、個別避難計画における避難支援者になったことにより、法的な義務や責任が発生するものではありません。ご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲でのご協力をお願いします。

【留意点】

- 個別避難計画は、避難行動要支援者への避難支援等を実施する者に、法的な義務や責任を負わせるものではありません。
- 災害時には、支援者ご自身も被災される可能性があるため、避難行動要支援者が必ず避難できるという結果を保証するものでなく、支援者にはできる範囲で協力いただくこととなります。
- 支援者は、ご自身やご家族の安全を最優先にいただき、支援者が行う避難支援等は、できる範囲でのご協力いただくことで問題ありません。

お問い合わせ先

美作市総務部危機管理室 TEL：0868-72-1111